

## いなんせ斎苑 LED 照明器具更新工事仕様書

### 1 目的

本仕様書は、南部広域市町村圏事務組合いなんせ斎苑（以下「いなんせ斎苑」という。）の既存照明設備を高効率な LED 照明へ更新することにより、省エネルギー化、維持管理コストの低減及び照明環境の向上を図るとともに、ご遺族等が安心して利用できる厳粛で落ち着いた空間を維持することを目的とする。

### 2 施設の概要

建物構造 鉄筋コンクリート造 地上 2 階建  
火 葬 炉 8 炉  
供用開始 平成 1 4 年 3 月  
運営時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

### 3 所在地

沖縄県浦添市伊奈武瀬一丁目 7 番 5 号

### 4 工事名称

いなんせ斎苑 LED 照明器具更新工事

### 5 工期

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

### 6 適用範囲

この仕様書は南部広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）が発注する「いなんせ斎苑 LED 照明器具更新工事」に適用する。また、本仕様書に記載のない事項については国土交通省大臣官房官庁営繕部監修電気設備工事共通仕様書最新版による。

### 7 工事内容

本工事の内容は次に示すとおりであるが、本仕様書に明示なき事項であっても、本工事の目的達成のために必要な機器・設備や工事の性質上当然必要と思われるものについては、記載の有無にかかわらず全て受注者の責任において補足・完備させなければならない。

- (1) 照明器具等の調達
- (2) 既設照明器具等の撤去・処分
- (3) 照明器具等の設置作業
- (4) 必要に応じた配線・付属設備の調整
- (5) 点灯確認及び照明環境の調整
- (6) 計画・施工・施工管理

## 8 適用規格

日本産業規格(JIS)、電気規格調査会標準規格(JEC)、日本電機工業会規格(JEM)、日本照明工業会規格(JLMA)、電気用品安全法(PSE)、日本電線工業会規格(JCS)等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用すること。

## 9 工事に伴う組合負担

工事に必要な水、電力は組合が負担するが、廃棄物処分については、受注者が適正に処理すること。

資材置場はいなんせ斎苑敷地内や既存建築物の一部を使用可能とする。これらの設置にあたっては組合と協議するとともに不足する場合には受注者の負担で敷地外にて調達するものとする。

## 10 提出書類

- |  |    |
|--|----|
| (1) 着手届                                | 1部 |
| (2) 安全衛生誓約書                            | 1部 |
| (3) 現場代理人届                             | 1部 |
| (4) 主任技術者選任届                           | 1部 |
| (5) 作業者名簿                              | 1部 |
| (6) 工程表                                | 1部 |
| (7) 工事計画書                              | 1部 |
| (8) 工事打合せ記録                            | 1部 |
| (9) 使用材料承諾書（納入仕様書）                     | 1部 |
| (10) 作業報告書（写真含）                        | 1部 |
| (11) 完了届                               | 1部 |
| (12) 引渡書                               | 1部 |
| (13) 照明器具設置数量内訳書                       | 1部 |
| (14) 完成図書                              | 1部 |
| (16) その他組合が必要とする書類                     |    |
| (17) (1)～(16)の書類の電子データ（PDF 及び Excel 等） | 一式 |

完成図書に照明配置図面（点灯エリアがわかるもの）及び写真等を提出すること。

## 1.1 対象照明器具

本工事は既設照明器具、新設案内板（トイレ・自動販売機）を対象とし、適切な照度が確保できる LED 照明器具に交換すること。（別紙図面参照）

また、上記の対象照明器具以外の照明設備を交換する提案についても認めるものとするほか、付帯提案として実施する照明器具以外のその他設備の改修や交換等についても、組合と協議のうえ認めるものとする。

## 1.2 照明器具等仕様

### (1) 基本事項

ア 使用する照明器具等は、原則として公共施設用照明器具の導入実績がある日本製の製品とすること。

イ 設置する照明器具等及び使用する雑材は、全て新品未使用のものとする。

ウ 照明器具には、必要に応じて落下防止措置を講ずること。

エ 既設照明器具に対して同等以上の性能であること。ただし、いなんせ斎苑からの使用用途変更等による要望がある箇所についてはこの限りではない。

### (2) 交換方法

原則、照明器具ごと交換を行うこととする。ただし、交換に適した照明器具が存在しない場合は、組合と協議の上で選定すること。

### (3) 使用器具

ア 既設照明器具からの置き換えに適した寸法の器具を選定すること。

イ 公共施設用照明器具（一般社団法人日本照明工業規格）と同等以上の性能を有する器具を原則として選定すること。ただし、適した公共施設用照明器具が存在しない場合は、組合と協議の上で選定すること。

ウ 既設照明器具に付属機器及び機能がある場合は、交換する LED 器具も同様に付属機器及び機能を付けること。

エ 既設照明器具にない機能（調光、初期照度補正、昼光補正、自動点滅等）の賦課を積極的に図ること。

### (4) 定格寿命

光源（LED）寿命は、全光束が初期値の 70%となるまでの総点灯時間が 40,000 時間以上の製品とすること。

(5) 光源色

光源色は昼白色を基本とし、原則として既設照明器具から大きく異なるものではないものとし、次の点に配慮すること。また、既設照明器具が電球色の場合は、組合と協議の上で選定すること。

ア 炉前ホール、収骨室、待合室等は落ち着いた照度とすること。

イ 過度な明るさや冷たい印象を与える光色を避けること。

ウ 照明のちらつきや不均一な明るさがないこと。

エ 利用者に不安や違和感を与えない照明環境とすること。

(6) JIS 照度基準及び労働安全衛生規則を満たす照度を保つこと。

(7) 配光・輝度 既設照明器具から大きく異なるものでないこと。

(8) 耐環境性 LED 照明器具は設置場所に適合した耐環境性を有するものであること。

(9) 電圧設置場所の配電電圧に適合したものであること。なお、配電電圧の変更は行わないこと。

### 1.3 工事仕様

(1) 作業時間

ア 原則として火葬業務に支障のない時間帯とし、必要に応じて休館日・時間外作業とする。業務時間内施工は事前承認を要する。

イ 作業可能な詳細の期間・日程については、受注者が作成した作業スケジュールにより組合との協議の上決定する。また、組合の都合により変更する必要がある場合は、双方の協議により変更内容を決定するものとする。

ウ 停電等により事業対象施設の運営上必要な機能を停止する場合は、十分に日程等を調整し、事故、紛争等を防止すること。

(2) 施工

ア 施工の際は、本施設が公共施設かつ葬送の場であることを踏まえ、次のとおり品位及び静穏性の確保に十分配慮を行うこと。

① 葬送の場としての厳粛性を損なわないこと。

② 静穏な環境を維持すること。

③ ご遺族・参列者の心情に配慮した行動を徹底すること。

④ 利用動線を妨げないこと。

⑤ 作業中であっても清潔感を維持すること。

⑥ 不要な会話、大声、私語を慎むこと。

⑦ 作業員の服装・態度は節度あるものとする。

⑧ 施設利用者の安全に十分に注意すること。

- ⑨ 執務、円滑な火葬業務に支障がないよう運営に関わる委託業者と調整及び協力し行うこと。
- イ 照明器具は、原則、既設照明器具の位置に設置すること。また、照明器具の形状や位置変更による天井修繕等も受注者の責任をもって行うこと。
- ウ 受注者は必ず類似業務経験のある者を建設業法に基づく現場代理人及び主任技術者として選任すること。現場代理人は現地作業期間中、現場に常駐すること。やむを得ず現場代理人が現場に出向できない場合は代理者を選任すること。
- エ 電気工事士の資格を有する者が施工を行うこと。従事者の指名を通知すること。
- オ 設置前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施するとともに調査等において本仕様書との相違を発見した場合には、速やかに組合に報告し、協議すること。
- カ キュービクル及び分電盤内でのブレーカー操作、結線等の作業が必要な場合は、組合及び自家用電気工作物保安管理業務受注者と協議・調整を行うこと。
- キ 設置作業において発生する軽微な補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。局所的に劣化している配線は、設置の際に受注者が補修を行うこと。劣化が配線の全体に及ぶ場合は、受注者といなんせ斎苑の協議により対処法を決定すること。
- ク 施工場所で火葬炉更新工事（工期：令和8年4月1日から令和8年9月30日予定）を行っているが、工期の重複期間中は、火葬炉更新工事業者との調整に協力し施工すること。
- ①火葬炉更新工事  
工期 自：令和8年4月1日 至：令和8年9月30日
- ケ LED 照明器具及び部材等の置場が必要な場合は、組合と協議すること。
- コ 部材等の搬入・搬出経路については、施設運営管理上の支障に留意し、組合の承諾を得ること。
- サ 受注者は、以下の試験等を行うこと。  
絶縁抵抗測定（施工前・施工後）
- ① 分電盤の分岐回路ごとに施工前後の絶縁抵抗を測定し、施工によって絶縁性能の低下がないことを確認すること。
- ② 施工を原因として絶縁不良が確認された場合、受注者の責において対応すること。
- シ 選定機種等により天井板の加工が必要となった場合には、受注者の負

担で適正に施工すること。

ス 工事期間中、火災保険又はそれに代わる請負賠償責任保険等に加入し証書の写しを提出すること。

セ 組合の所有物及び第三者に与えた損傷若しくは損害については速やかに組合に報告のうえ、受注者の責任において原状回復を行い、その費用については受注者が賠償すること。

#### 1 4 関係法令等の遵守

受注者は工事の施工にあたり電気事業法、電気設備に関する技術基準を定める省令の規定に準拠して行うものとする。また、他諸法令並びに関連規定を遵守すること。

#### 1 5 安全の確保

ア 受注者は、作業に当たり、労働安全衛生法その他、関係諸法令を遵守するとともに、作業者の安全対策を講じて事故防止に努めること。

イ 作業区域の明確化及び立入防止措置を講じること

ウ 転倒・落下・感電防止対策を徹底すること

エ 養生を適切に行い、施設を保護すること

#### 1 6 守秘義務

受注者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、業務遂行のために組合が提供した資料、データ等は、本業務以外の目的で使用してはならない。

#### 1 7 既設照明器具の撤去、運搬、処分

(1) 受注者は、撤去した既設照明器具等は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関連法令に従い、適正に運搬処分し、マニフェストを完成図書へ付すること。

(2) LED 照明器具の設置により不用となる既設の配管、配線、器具及び設置中に発生した産業廃棄物は、全て撤去、運搬及び処分すること。

(3) 既設照明器具の処分に当たっては、安定器の PCB 含有の有無を確認し、PCB 含有廃棄物の可能性のあるものを発見した場合は速やかに発注者に連絡すること。

また、PCB 含有廃棄物と判明した場合には、発注者が別途指定する場所へ保管することとする。

## 1 8 チェックリストの作成

設置の品質を確保するため、設置中の配線接続、脱落防止、仕上がり状態等の作業確認用チェックリストを作成し、LED 照明器具全般について自主検査すること。項目は受注者が提案し、設置前に組合の了承を得ること。

## 1 9 LED 照明器具機器台帳の作成

本工事にて交換した LED 照明器具及び既に LED 化されている照明器具を含めて「LED 照明器具機器台帳」作成し提出すること。

## 2 0 設置後検査

受注者による設置後自主検査を次のとおり行い、検査結果を組合へ提出すること。

### (1) 設置状態確認

各 LED 照明器具が正常に設置され器具の脱落の恐れがなく、天井材との隙間等がないようにすること。

### (2) 点灯状態確認

各 LED 照明器具が異状なく点灯することを点灯エリアも含めて確認すること。

### (3) 絶縁抵抗測定

LED 照明器具の設置後に「電気設備に関する技術基準を定める省令」に基づき分電盤の分岐回路ごとに絶縁抵抗測定を行い、問題のないことを確認すること。

### (4) 照度測定

JIS 照度基準、労働安全衛生規則を満たす照度であるかどうか測定すること。

## 2 1 仮使用

受注者は、照明器具等の設置が完了した箇所から仮使用を認め、障害が発生した場合は、受注者はその復旧をすること。

## 2 2 検査

工事完了後、組合職員と受注者が立会いの上、検査を受けること。

## 2 3 完成図

次の内容を取りまとめ完成図書として紙で 1 部、合わせて電子データを提出すること。

### (1) 完成図

- (2) LED 照明器具機器台帳
- (3) LED 照明器具を設置した範囲の照明配置図
- (4) 設置した LED 照明器具の姿図
- (5) 照度測定結果表
- (6) チェックリスト
- (7) 配線等の補修を行った場合は補修内容の記録
- (8) 受注者による設置後自主検査結果
- (9) 各種施工写真（施工前、施工中、施工後、使用材料・撤去品）
- (10) メーカー取扱説明書
- (11) 既設照明器具の処分報告書

#### 2.4 支払方法

受注者は、検査完了後、組合所定手続きに従って請求するものとする。組合は、請求書を受理した日から40日以内に請負代金を支払うものとする。

#### 2.5 保証期間

- (1) 保証期間は、引渡日から1年間とする。
- (2) 保証期間中に、作業内容の不備等に起因する不具合等が生じた場合は、受注者は、速やかに対処を行うこと。

#### 2.6 その他の注意事項

- (1) 作業にあたっては、組合の指定日時に実施するとともに、作業スペース等に十分配慮し、安全を確保すること。
- (2) 現地工事については、現場を熟知し、整備に必要な工具、安全器具等については、受注者で用意すること。また、本体以外に必要なと思われるものは用意すること。
- (3) 作業完了後、作業場所周辺の清掃をすること。
- (4) 組合職員の指示に従うこと。
- (5) その他業務上必要と思われることは実施すること。
- (6) 不具合箇所が判明した場合は、速やかに組合職員へ報告し指示を受けること。

#### 2.7 誠実義務

受注者は、公共施設としての信頼性及び品位を損なうことのないよう、誠実に施工を行うこと。

## 28 疑義

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、必要に応じて協議しこれを定める。

(以 下 余 白)